

第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画(素案)に対する  
市民意見募集の結果について

【意見募集期間：平成27年10月1日(木)～11月2日(月)】

1 市民意見募集の実施結果

提出者数	5名（法人4、個人1）	
提出方法	電子メール1、郵便2、ファクシミリ1、直接持参1	
意見数	20件	
項目別の意見数	計画全体について	1件
	横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測について	1件
	基本的事項（計画期間、基本理念、目標、計画管理、計画実施主体と役割）	1件
	具体的施策について	12件
	資料編について	2件
	その他	3件

2 意見の反映状況

意見を踏まえ素案を修正したもの	4件
今後の施策・事業の参考としたもの	14件
その他（本計画と関係が見られないもの）	2件
合計	20件

3 提出された意見の概要と意見に対する考え方

(1) 計画全体について

意見の概要	意見に対する考え方
1 神奈川県計画では、「廃棄物県内処理100%」の実現に向けた行動計画を定めているが、県内における処分場の逼迫状況から県外処理をせざるを得ない状況にある。このことについて何らかの方策を決める必要があるのではないか。	産業廃棄物は適正に処理されている限り、広域的な処理は認められています。しかしながら、循環型社会の実現に向けて産業廃棄物の3Rを引き続き進めてまいります。

(2) 横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測について

意見の概要	意見に対する考え方
1 産業構造が転換すれば、廃棄物の量等は変化するので、主要な企業から、今	産業廃棄物を多量に排出する事業者等への立入調査時に、今後の排出の見通し等につ

	後の見通しなどを調査するべき。	いてもヒアリングを行います。
--	-----------------	----------------

(3) 基本的事項（計画期間、基本理念、目標、計画管理、計画実施主体と役割）について

意見の概要		意見に対する考え方
1	中長期の視点に立って着実に計画を進めるための仕組みが必要である。	計画を確実に推進するようしっかり進行管理を行ってまいります。

(4) 具体的施策について

意見の概要		意見に対する考え方
1	環境配慮契約制度に沿って、優良認定業者が有利となるような契約方法について、横浜市の関係各部署及び市内事業者においても導入を推進すべき。	横浜市の関係各部署において、産業廃棄物の処理契約における優良認定事業者の優遇について、国の動向を確認しながら、検討してまいります。
2	処理困難な一般廃棄物の処理について、電話相談がしばしばあるため、市民に対する法令の周知・啓発をするとともに、適切な助言を行うべき。	市民に対する啓発と適切な助言に努めてまいります。
3	建設汚泥を再利用した流動化処理土の公共事業等での利用促進を図って欲しい。	本市公共事業において、環境に配慮したりサイクル製品の利用が促進されるよう取り組んでまいります。
4	横浜市建設汚泥の再生利用個別指定業の指定に係る要綱を事業者等が利用しやすいように見直すべき。	制度の円滑な運用に向けて、引き続き検討を進めてまいります。
5	再生利用個別指定制度を神奈川県外で行う場合の運用について、具体的な方策を策定して欲しい。	個別指定制度の具体的な運用については、自治体ごとの判断となっておりますので、関係自治体間での連携を進めてまいります。
6	産業廃棄物処理施設の運営に係る安全面からの指導等を追加すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、安全対策の実施状況に関する調査をすることなどを追記しました。
7	新築解体現場や保管場所への立入検査を増やすとともに、法令制度の説明会やリーフレットの配布等の普及啓発を拡充すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、建設系廃棄物の適正処理について、建設業の許可権限等を有する神奈川県や県内政令市等と連携し、パンフレットを配布するなどの対応を追加しました。
8	医療機関への立入検査を増やすとともに、法令制度の説明会やリーフレットの配布等の普及啓発を拡充すべき。	病院への立入調査や関係団体を通じた啓発等を引き続き実施してまいります。

9	自治体によって法解釈や運用に差異があるので、関係する自治体との協議を積極的に行い、円滑な処理や資源化の確保をして欲しい。	引き続き、自治体間における法解釈や運用に関する協議を進めてまいります。
10	産業廃棄物の適正な処理料金の負担について、排出事業者や公共工事の発注者に普及啓発して欲しい。	適正な処理料金が支払われるよう、排出事業者等に対する指導を引き続き進めてまいります。
11	災害時に市内の産業廃棄物処理業者等がどのようなものをどれくらい処理できるかを調査するべき。	市内産業廃棄物処理業者の能力を調査してまいります。
12	災害時に市内の産業廃棄物処理業者の技術や車両等が速やかに活用できる仕組みを整備するべき。	災害時に廃棄物の円滑な処理が進むような仕組みづくりを検討してまいります。

(5) 資料編について

意見の概要		意見に対する考え方
1	6 第6次処理指導計画の取組状況の③海洋投入処分される産業廃棄物の削減指導の中に「赤泥が発生するアルミニウム精錬工場」とされているが、「赤泥が発生する水酸化アルミニウム製造工場」と正しく表記してもらいたい。	御指摘のとおり、修正します。
2	7 数値目標の考え方に最終処分量の予測及び目標に加えて、最終処分量の実績値を併記するべき。	御指摘のとおり、修正します。

(6) その他

意見の概要		意見に対する考え方
1	産業廃棄物処理施設の技術管理者は、自分が居住する地域の一般廃棄物の分別等についても指導や協力をすべき。	循環型社会の実現にはあらゆる主体の知識や経験を集結させることが大切だと考えますので、頂いた御意見は、家庭ごみの担当部署に伝えます。
2	マンション管理士には、廃棄物の分別指導に関する講習を義務化するよう国交省に働きかけるべき。	
3	処理業者や排出事業者等を対象とした講習会等の開催について協力等をお願いしたい。	引き続き協力を行ってまいります。